

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年2月12日

【四半期会計期間】 第239期第3四半期(自平成25年10月1日至平成25年12月31日)

【会社名】 株式会社十六銀行

【英訳名】 The Juroku Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 村瀬幸雄

【本店の所在の場所】 岐阜市神田町8丁目26番地

【電話番号】 058(265)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 秋葉和人

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町4丁目1番10号
株式会社十六銀行 東京事務所

【電話番号】 03(3242)1716

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 三輪誠司

【縦覧に供する場所】 株式会社十六銀行 名古屋営業部
(名古屋市中区錦3丁目1番1号)
株式会社十六銀行 東京支店
(東京都中央区日本橋本町4丁目1番10号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		平成24年度第3四半期 連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	平成25年度第3四半期 連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	平成24年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
経常収益	百万円	87,741	84,541	115,800
経常利益	百万円	11,131	16,439	13,609
四半期純利益	百万円	22,227	13,031	
当期純利益	百万円			23,181
四半期包括利益	百万円	27,996	19,211	
包括利益	百万円			45,524
純資産額	百万円	295,850	326,965	313,373
総資産額	百万円	5,653,057	5,694,962	5,667,799
1株当たり 四半期純利益金額	円	59.31	34.57	
1株当たり 当期純利益金額	円			61.70
潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益金額	円	55.19	30.16	
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	円			55.96
自己資本比率	%	4.8	5.4	5.1

		平成24年度第3四半期 連結会計期間 (自平成24年10月1日 至平成24年12月31日)	平成25年度第3四半期 連結会計期間 (自平成25年10月1日 至平成25年12月31日)
1株当たり 四半期純利益金額	円	3.91	7.44

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 第3四半期連結累計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「(1株当たり情報)」に記載しております。
- 3 自己資本比率は、((四半期)期末純資産の部合計 - (四半期)期末新株予約権 - (四半期)期末少数株主持分)を(四半期)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

(リース業)

平成25年4月1日付で、連結子会社である十六リース株式会社と十六キャピタル株式会社は、十六リース株式会社を存続会社として、合併しております。

(その他)

平成25年6月28日付で、株式会社十六総合研究所を新規設立し、連結子会社としております。

この結果、平成25年12月31日現在では、当行及び当行の関係会社は、当行及び連結子会社8社等により構成されることとなりました。

なお、上記関係会社の異動に伴い、報告セグメントとして記載する事業セグメントの区分を一部変更しております。詳細は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「(セグメント情報等)」をご参照ください。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間のわが国経済は、「アベノミクス」による円安・株高効果により、企業の生産が増加傾向にあり、収益面は改善しつつあります。また、個人消費は一部に消費税率引き上げ前の駆け込み需要もみられ、持ち直しております。

当行の主要な営業基盤である岐阜・愛知両県におきましても、自動車関連産業を中心に、生産が増加しております。

こうした状況のなかで、当第3四半期連結累計期間の連結業績は、次のとおりとなりました。なお、第1四半期連結会計期間において、報告セグメントとして記載する事業セグメントの区分を一部変更しており、当第3四半期連結累計期間の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

預金等(譲渡性預金を含む)につきましては、キャンペーン等の各種営業施策を通じ、個人預金が増加したものの、公金預金等が減少しました。この結果、当第3四半期連結会計期間末の預金等残高は、前連結会計年度末比224億14百万円減少し5兆1,103億94百万円となりました。

貸出金につきましては、地元企業の資金需要に積極的にお応えするとともに、住宅ローンを中心とする個人向け融資や地方公共団体向け融資の取扱いに努めました。この結果、当第3四半期連結会計期間末の貸出金残高は、前連結会計年度末比256億46百万円増加し3兆6,723億78百万円となりました。

有価証券につきましては、国債、地方債等の引受、購入のほか、相場環境を注視しつつ、資金の効率的運用のための債券等の売買を行いました。この結果、当第3四半期連結会計期間末の有価証券残高は、前連結会計年度末比2,119億62百万円増加し1兆6,839億46百万円となりました。

損益状況では、銀行業におきましては、経常収益は、役務取引等収益が増加したものの、貸出金利息が減少したことなどから、前年同期比29億99百万円減少し662億60百万円となりました。経常費用は、営業経費および有価証券関係損失が減少したことなどから、前年同期比86億14百万円減少し520億31百万円となりました。この結果、セグメント利益(経常利益)は前年同期比56億14百万円増加し142億28百万円となりました。

リース業におきましては、経常収益は前年同期比23億53百万円増加し179億24百万円、経常費用は前年同期比3億14百万円減少し140億98百万円となり、セグメント利益(経常利益)は前年同期比26億67百万円増加し38億26百万円となりました。

クレジットカード業、信用保証業等のその他におきましては、経常収益は前年同期比2億82百万円増加し42億68百万円、経常費用は前年同期比4億40百万円増加し30億61百万円となり、セグメント利益(経常利益)は前年同期比1億59百万円減少し12億6百万円となりました。

この結果、グループ全体での当第3四半期連結累計期間の経常収益は前年同期比32億円減少し845億41百万円、経常費用は前年同期比85億8百万円減少し681億1百万円となり、経常利益は前年同期比53億8百万円増加し164億39百万円となりました。

一方、四半期純利益は、前年同期の株式会社岐阜銀行との合併に伴う法人税等合計の減少要因の剥落により、前年同期比91億96百万円減少し130億31百万円となりました。

今後におきましても、「第12次中期経営計画～輝かしい明日へのテイクオフ～」(平成23年4月～平成26年3月)の施策に基づき、収益力の増強に向けた取組みを一層強化してまいります。

国内・国際業務部門別収支

当第3四半期連結累計期間の資金運用収支は前年同期比2,180百万円減少し47,132百万円、役務取引等収支は前年同期比496百万円増加し7,806百万円、その他業務収支は前年同期比423百万円増加し2,651百万円となりました。

国内業務部門につきましては、資金運用収支は前年同期比2,674百万円減少し45,476百万円、役務取引等収支は前年同期比505百万円増加し7,646百万円、その他業務収支は前年同期比816百万円増加し2,004百万円となりました。

国際業務部門につきましては、資金運用収支は前年同期比494百万円増加し1,656百万円、役務取引等収支は前年同期比8百万円減少し160百万円、その他業務収支は前年同期比394百万円減少し646百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第3四半期連結累計期間	48,150	1,162		49,312
	当第3四半期連結累計期間	45,476	1,656		47,132
うち資金運用収益	前第3四半期連結累計期間	52,642	1,433	30	54,044
	当第3四半期連結累計期間	49,362	1,911	57	51,216
うち資金調達費用	前第3四半期連結累計期間	4,491	270	30	4,731
	当第3四半期連結累計期間	3,885	255	57	4,083
役務取引等収支	前第3四半期連結累計期間	7,141	168		7,310
	当第3四半期連結累計期間	7,646	160		7,806
うち役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	11,288	223		11,511
	当第3四半期連結累計期間	11,830	220		12,050
うち役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	4,146	54		4,201
	当第3四半期連結累計期間	4,184	59		4,244
その他業務収支	前第3四半期連結累計期間	1,188	1,040		2,228
	当第3四半期連結累計期間	2,004	646		2,651
うちその他業務収益	前第3四半期連結累計期間	17,000	1,052		18,052
	当第3四半期連結累計期間	16,048	797	2	16,843
うちその他業務費用	前第3四半期連結累計期間	15,811	11		15,823
	当第3四半期連結累計期間	14,043	151	2	14,191

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行の国内店及び連結子会社の円建取引であります。

「国際業務部門」とは、当行の国内店及び連結子会社の外貨建取引(含むユーロ円建取引)であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 「相殺消去額」は、国内業務部門と国際業務部門との間における取引額等であります。

3 国内業務部門の資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前第3四半期連結累計期間8百万円、当第3四半期連結累計期間7百万円)を控除して表示しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

国内業務部門につきましては、役務取引等収益は前年同期比542百万円増加し11,830百万円となり、役務取引等費用は前年同期比38百万円増加し4,184百万円となりました。

国際業務部門につきましては、役務取引等収益は前年同期比3百万円減少し220百万円となり、役務取引等費用は前年同期比5百万円増加し59百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	11,288	223		11,511
	当第3四半期連結累計期間	11,830	220		12,050
うち預金・貸出業務	前第3四半期連結累計期間	1,302			1,302
	当第3四半期連結累計期間	1,311			1,311
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	3,011	190		3,202
	当第3四半期連結累計期間	2,955	182		3,138
うち証券関連業務	前第3四半期連結累計期間	1,342			1,342
	当第3四半期連結累計期間	1,760			1,760
うち代理業務	前第3四半期連結累計期間	258			258
	当第3四半期連結累計期間	208			208
うち保護預り・貸金庫業務	前第3四半期連結累計期間	4			4
	当第3四半期連結累計期間	9			9
うち保証業務	前第3四半期連結累計期間	859	32		892
	当第3四半期連結累計期間	892	37		930
うちクレジットカード業務	前第3四半期連結累計期間	1,622			1,622
	当第3四半期連結累計期間	1,714			1,714
役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	4,146	54		4,201
	当第3四半期連結累計期間	4,184	59		4,244
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	644	50		694
	当第3四半期連結累計期間	633	54		687

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行の国内店及び連結子会社の円建取引であります。

「国際業務部門」とは、当行の国内店及び連結子会社の外貨建取引(含むユーロ円建取引)であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 「相殺消去額」は、国内業務部門と国際業務部門との間における取引額であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第3四半期連結会計期間	4,944,849	36,308		4,981,158
	当第3四半期連結会計期間	4,991,939	28,842		5,020,782
うち流動性預金	前第3四半期連結会計期間	2,375,992			2,375,992
	当第3四半期連結会計期間	2,401,891			2,401,891
うち定期性預金	前第3四半期連結会計期間	2,535,746			2,535,746
	当第3四半期連結会計期間	2,559,002			2,559,002
うちその他	前第3四半期連結会計期間	33,111	36,308		69,419
	当第3四半期連結会計期間	31,045	28,842		59,888
譲渡性預金	前第3四半期連結会計期間	146,070			146,070
	当第3四半期連結会計期間	89,612			89,612
総合計	前第3四半期連結会計期間	5,090,919	36,308		5,127,228
	当第3四半期連結会計期間	5,081,551	28,842		5,110,394

- (注) 1 「国内業務部門」とは、当行の国内店及び連結子会社の円建取引であります。
「国際業務部門」とは、当行の国内店及び連結子会社の外貨建取引(含むユーロ円建取引)であります。
ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
- 2 「相殺消去額」は、国内業務部門と国際業務部門との間における取引額であります。
- 3 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
- 4 定期性預金 = 定期預金

貸出金残高の状況

業種別貸出状況(未残・構成比)

業種別	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	3,664,632	100.00	3,672,378	100.00
製造業	670,631	18.30	667,815	18.19
農業、林業	5,575	0.15	5,439	0.15
漁業	490	0.01	448	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	4,670	0.13	3,562	0.10
建設業	155,806	4.25	143,686	3.91
電気・ガス・熱供給・水道業	40,548	1.11	41,236	1.12
情報通信業	25,023	0.68	28,570	0.78
運輸業、郵便業	109,187	2.98	105,841	2.88
卸売業、小売業	395,679	10.80	370,043	10.08
金融業、保険業	134,594	3.67	132,870	3.62
不動産業、物品賃貸業	484,972	13.23	469,528	12.79
学術研究、専門・技術サービス業	23,585	0.64	21,725	0.59
宿泊業	27,440	0.75	25,457	0.69
飲食業	25,810	0.71	22,443	0.61
生活関連サービス業、娯楽業	64,649	1.77	63,267	1.72
教育、学習支援業	8,321	0.23	6,965	0.19
医療・福祉	97,552	2.66	99,226	2.70
その他のサービス	35,970	0.98	33,301	0.91
地方公共団体	278,982	7.61	307,547	8.37
その他	1,075,144	29.34	1,123,404	30.59
特別国際金融取引勘定分				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	3,664,632		3,672,378	

(注) 「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び連結子会社)の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(3) 主要な設備

新設、売却等について、当第3四半期連結累計期間に著しい変動があった設備は、次のとおりであります。

売却

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の 内容	前連結会計年度末 帳簿価額(百万円)	完了年月
当行	旧岐阜銀行 瑞浪支店	岐阜県 瑞浪市	売却	銀行業	土地	15	平成25年7月
	旧岐阜銀行 融資センター	岐阜県 岐阜市	売却	銀行業	土地 建物	41	平成25年7月
	旧羽島支店 駐車場	岐阜県 羽島市	売却	銀行業	土地	19	平成25年8月
	旧岐阜銀行 大垣支店	岐阜県 大垣市	売却	銀行業	土地 建物	40	平成25年9月
	旧各務原 支店	岐阜県 各務原市	売却	銀行業	土地 建物	70	平成25年9月
	旧岐阜銀行 恵那支店	岐阜県 恵那市	売却	銀行業	土地 建物	15	平成25年10月
	旧岐阜銀行 中津川支店	岐阜県 中津川市	売却	銀行業	土地	17	平成25年10月
	旧本郷町 出張所	岐阜県 岐阜市	売却	銀行業	土地 建物	20	平成25年10月
	旧羽島支店	岐阜県 羽島市	売却	銀行業	土地	0	平成25年11月

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設、売却等について、当第3四半期連結累計期間に著しい変動があったものは、次のとおりであります。

(イ) 新設等

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
						総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
当行	岡崎支店	愛知県 岡崎市	新築 移転	銀行業	店舗	260	72	自己資金	平成25年9月	平成26年3月

(ロ) 売却

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の 内容	前連結会計年度末 帳簿価額(百万円)	売却の予定時期
当行	旧岐阜銀行 多治見支店	岐阜県 多治見市	売却	銀行業	土地 建物	12	平成26年1月
	旧岐阜銀行 本店	岐阜県 岐阜市	売却	銀行業	土地	142	平成26年1月
	旧岐阜大学 前出張所	岐阜県 岐阜市	売却	銀行業	土地	12	平成26年1月
	旧岐阜銀行 一宮支店	愛知県 一宮市	売却	銀行業	土地	53	平成26年2月
	旧岐阜銀行 小牧支店	愛知県 小牧市	売却	銀行業	土地	54	平成26年2月

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	440,000,000
第1種優先株式	20,000,000
計	460,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	379,241,348	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数1,000株
第1種優先株式	20,000,000	同左		単元株式数1,000株 (注)
計	399,241,348	同左		

(注) 提出日現在第1種優先株式の普通株式への転換はありません。

第1種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

金銭による剰余金の配当を行うときは、第1種優先株式を有する株主(以下「第1種優先株主」という。)または第1種優先株式の登録株式質権者(以下「第1種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第1種優先株式1株につき年11円の金銭による剰余金の配当(以下、かかる配当を「第1種優先配当」といい、これにより支払われる金銭を「第1種優先配当金」という。)を行う。ただし、当該配当の基準日と同じ事業年度中の基準日により、第1種優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。ただし、平成25年3月31日に終了する事業年度の末日を基準日とする第1種優先配当に係る第1種優先配当金額は、11円に平成24年9月18日(同日を含む。)から平成25年3月31日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)とする。

非累積条項

ある事業年度中の基準日に基づき、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

優先中間配当金

中間配当を行うときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭による剰余金の配当(以下、かかる配当により支払われる金銭を「第1種優先中間配当金」という。)を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき1,000円を支払う。

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

第1種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(4) 株式の併合または分割、新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。

第1種優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権または新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(5) 株式を対価とする取得請求権

第1種優先株主は、当行に対し、下記に定める第1種優先株式の取得を請求することができる期間(以下「取得請求期間」という。)中、第1種優先株主が有する第1種優先株式を当行が取得するのと引換えに、下記に定める算定方法により算出される数の当行の普通株式を交付することを請求することができる。

取得請求期間

平成26年10月1日から平成34年9月30日までとする。

取得と引換えに交付する普通株式の数またはその算定方法

(イ) 第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

第1種優先株式の取得と引換えに交付する当行の普通株式数は、以下のとおりとする。この場合において、交付する当行の普通株式数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に規定する金銭の交付は行わない。

$$\text{普通株式数} = \frac{\text{第1種優先株主が取得を請求した第1種優先株式の数} \times 1,000\text{円}}{\text{取得価額}}$$

(ロ) 当初取得価額

当初取得価額は、平成26年10月1日(以下「取得価額決定日」という。)における普通株式1株当たり時価(以下「普通株式1株当たり時価(取得価額決定日)」という。)とする。ただし、当初取得価額が平成24年9月18日の普通株式1株当たり時価(以下「普通株式1株当たり時価(発行日)」という。)の80%(ただし、下記(二)に定める調整を受けるものとし、以下「下限当初取得価額」という。)を下回る場合には、下限当初取得価額をもって当初取得価額とする。

「普通株式1株当たり時価(取得価額決定日)」とは、取得価額決定日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所(その承継人を含み、当行の普通株式が東京証券取引所に上場していない場合は、当行の普通株式を上場している他の金融商品取引所(複数ある場合は、当行の普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される金融商品取引所)をいう。以下同じ。)における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)をいう。なお、上記30取引日の間に、下記(二)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は下記(二)の規定に準じて調整される。

「普通株式1株当たり時価(発行日)」とは、発行日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)をいう。なお、上記30取引日の間に、下記(二)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は下記(二)の規定に準じて調整される。

(ハ) 取得価額の修正

取得価額は、取得請求期間の毎年4月1日および10月1日(以下「取得価額修正日」と総称する。)に、その時点における普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)(以下「修正後取得価額」という。)に修正される。ただし、かかる金額を算出した結果、修正後取得価額が当初取得価額の80%(ただし、下記(二)に定める調整を受けるものとし、以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、下限取得価額をもって修正後取得価額とし、取得価額が当初取得価額の200%(ただし、下記(二)に定める調整を受けるものとし、以下「上限取得価額」という。)を上回る場合には、上限取得価額をもって修正後取得価額とする。

「普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)」とは、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)をいう。なお、上記30取引日の間に、下記(二)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は下記(二)の規定に準じて調整される。

(二) 取得価額等の調整

取得価額、下限取得価額および上限取得価額(以下「取得価額等」という。)は、取得価額決定日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合、その他一定の場合には次に定める算式により調整されるほか、合併等により取得価額等の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と合理的に判断する価額に変更される。

$$\text{調整後取得価額等} = \text{調整前取得価額等} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規交付の普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規交付の普通株式数}}$$

なお、上記において、「時価」とは、調整後取得価額等の適用の基準となる日(以下「取得価額調整基準日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)をいう。なお、上記30取引日の間に、上記に定める取得価額等の調整を必要とする事由が生じた場合には、当該平均値は本(二)の規定に準じて調整される。

「既発行の普通株式数」には当行の自己株式の数は含まないものとし、「新規交付の普通株式数」には処分される自己株式の数を含むものとする。

(ホ) 取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(ヘ) 取得請求の効力発生

取得請求に要する書類が取得請求受付場所に到着したときに、当行は当該取得請求に係る第1種優先株式を取得し、当該取得請求をした第1種優先株主は、当行がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。

(6) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項の内容

当行は、平成29年10月1日以降いつでも、取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)が到来することをもって、第1種優先株式の全部または一部を取得することができるものとし、当行は、第1種優先株式を取得するのと引換えに、第1種優先株主に対して下記に定める額(以下「償還金額」という。)の金銭を交付する。なお、第1種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

取得価額

「償還金額」とは、第1種優先株式1株につき、次に掲げる金額のいずれか高い金額とする。

(イ) 1,000円を強制償還日における(5)に定める取得価額で除した数に、強制償還日の普通株式1株当たり時価(以下「普通株式1株当たり時価(強制償還日)」という。)を乗じて算出した金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)

(ロ) 1,000円に、第1種未払経過利息を加えた金額

「普通株式1株当たり時価(強制償還日)」とは、強制償還日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)をいう。なお、上記30取引日の間に、上記(5)(二)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は同(二)の規定に準じて調整される。

「第1種未払経過利息」とは、強制償還日が属する事業年度の末日を基準日とする第1種優先配当に係る第1種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該強制償還日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)をいう。ただし、当該強制償還日の属する事業年度中の日を基準日として第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、取得請求期間の末日までに当行に取得されていない第1種優先株式について、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもってその全部を取得し、これと引換えに当該第1種優先株式の第1種優先株主に対して当行の普通株式を交付する。この場合、第1種優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、1,000円を、一斉取得日における普通株式1株当たり時価(以下「普通株式1株当たり時価(一斉取得日)」という。)で除して得られる数とする。第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

「普通株式1株当たり時価(一斉取得日)」とは、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)をいう。ただし、かかる金額を算出した結果、普通株式1株当たり時価(一斉取得日)が下限取得価額を下回る場合には、下限取得価額をもって普通株式1株当たり時価(一斉取得日)とし、普通株式1株当たり時価(一斉取得日)が上限取得価額を上回る場合には、上限取得価額をもって普通株式1株当たり時価(一斉取得日)とする。なお、上記30取引日の間に、上記(5)(二)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は同(二)の規定に準じて調整される。

(8) 除斥期間

当行定款第41条の規定は、第1種優先配当金および第1種優先中間配当金の支払についてこれを準用する。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(10) 議決権を有しないこととしている理由

第1種優先株式は、剰余金の配当および残余財産の分配について普通株式に優先すること等から、一定の場合を除き議決権を行使することができない無議決権株式としております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年10月1日～ 平成25年12月31日		399,241		36,839		47,815

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 20,000,000		「(1)株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,547,000		単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 369,298,000	369,298	同上
単元未満株式	普通株式 4,396,348		
発行済株式総数	399,241,348		
総株主の議決権		369,298	

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が25,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が25個含まれております。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社十六銀行	岐阜市神田町 8丁目26番地	5,547,000		5,547,000	1.38
計		5,547,000		5,547,000	1.38

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	顧問	堀 江 博 海	平成25年12月9日

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役頭取 (代表取締役)	専務取締役 (代表取締役)	村 瀬 幸 雄	平成25年9月26日
専務取締役 (代表取締役)	常務取締役	堀 聡 郎	平成25年9月26日
常務取締役	常務取締役事務部長	池 田 直 樹	平成25年9月26日
取締役顧問	取締役頭取 (代表取締役)	堀 江 博 海	平成25年9月26日
取締役事務部長	取締役人事部長	森 健 二	平成25年9月26日

第4 【経理の状況】

- 1 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 2 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(自平成25年10月1日 至平成25年12月31日)及び第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
現金預け金	328,715	146,184
コールローン及び買入手形	60,000	33,000
商品有価証券	1,230	3,078
金銭の信託	10,620	10,624
有価証券	² 1,471,984	² 1,683,946
貸出金	¹ 3,646,732	¹ 3,672,378
外国為替	5,711	5,551
リース債権及びリース投資資産	¹ 40,563	¹ 41,454
その他資産	¹ 39,962	¹ 41,795
有形固定資産	66,017	65,160
無形固定資産	10,532	9,249
繰延税金資産	3,360	984
支払承諾見返	25,733	24,789
貸倒引当金	43,364	43,235
資産の部合計	5,667,799	5,694,962
負債の部		
預金	5,001,048	5,020,782
譲渡性預金	131,760	89,612
コールマネー及び売渡手形	-	20,024
債券貸借取引受入担保金	48,915	75,525
借入金	72,314	60,235
外国為替	379	955
社債	10,000	10,000
その他負債	41,840	42,030
賞与引当金	1,688	-
役員賞与引当金	64	-
退職給付引当金	9,986	9,655
役員退職慰労引当金	431	5
睡眠預金払戻損失引当金	301	557
偶発損失引当金	1,232	1,310
繰延税金負債	36	3,828
再評価に係る繰延税金負債	8,691	8,682
支払承諾	25,733	24,789
負債の部合計	5,354,425	5,367,996
純資産の部		
資本金	36,839	36,839
資本剰余金	47,815	47,817
利益剰余金	148,804	159,066
自己株式	1,515	1,527
株主資本合計	231,943	242,194
その他有価証券評価差額金	45,996	51,861
土地再評価差額金	13,618	13,601
その他の包括利益累計額合計	59,615	65,463
新株予約権	-	17
少数株主持分	21,814	19,288

純資産の部合計	313,373	326,965
負債及び純資産の部合計	5,667,799	5,694,962

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
経常収益	87,741	84,541
資金運用収益	54,044	51,216
(うち貸出金利息)	42,345	39,012
(うち有価証券利息配当金)	11,493	11,959
役務取引等収益	11,511	12,050
その他業務収益	18,052	16,843
その他経常収益	¹ 4,133	¹ 4,431
経常費用	76,609	68,101
資金調達費用	4,740	4,091
(うち預金利息)	3,816	3,267
役務取引等費用	4,201	4,244
その他業務費用	15,823	14,191
営業経費	46,609	42,138
その他経常費用	² 5,235	² 3,435
経常利益	11,131	16,439
特別利益	3,795	2,812
固定資産処分益	43	109
負ののれん発生益	3,670	2,703
持分変動利益	82	-
特別損失	499	192
固定資産処分損	197	88
減損損失	302	78
持分変動損失	-	24
税金等調整前四半期純利益	14,427	19,060
法人税、住民税及び事業税	1,152	2,692
法人税等調整額	10,244	3,053
法人税等合計	9,091	5,745
少数株主損益調整前四半期純利益	23,519	13,314
少数株主利益	1,291	283
四半期純利益	22,227	13,031

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	23,519	13,314
その他の包括利益	4,477	5,896
その他有価証券評価差額金	4,477	5,896
四半期包括利益	27,996	19,211
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	26,701	18,896
少数株主に係る四半期包括利益	1,294	314

【注記事項】

(追加情報)

当行は、平成25年6月27日開催の第238期定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議いたしました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額未払分200百万円については「其他負債」に含めて表示しております。

なお、連結子会社については従来どおり、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当第3四半期連結会計期間末までに発生していると認められる額を「役員退職慰労引当金」として計上しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

- 1 貸出金(求償債権等を含む。)のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
破綻先債権額	3,928百万円	5,757百万円
延滞債権額	131,886百万円	123,203百万円
3ヵ月以上延滞債権額	1,039百万円	724百万円
貸出条件緩和債権額	12,094百万円	11,552百万円
合計額	148,949百万円	141,238百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 2 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
	41,013百万円	36,485百万円

(四半期連結損益計算書関係)

- 1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
株式等売却益	1,885百万円	2,217百万円

- 2 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
貸倒引当金繰入額	2,628百万円	2,384百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
減価償却費	3,276百万円	2,910百万円
のれんの償却額	183百万円	183百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,325	3.50	平成24年3月31日	平成24年6月25日	利益剰余金
平成24年11月12日 取締役会	普通株式	1,308	3.50	平成24年9月30日	平成24年12月10日	利益剰余金
	第1種 優先株式	60	3.00	平成24年9月30日	平成24年12月10日	利益剰余金

- 2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3 株主資本の金額の著しい変動

当行は、平成24年9月18日を合併効力発生日として株式会社岐阜銀行(以下「岐阜銀行」という。)と合併いたしました。これに伴い、岐阜銀行の発行する第5種優先株式1株について、当行の第1種優先株式0.9株を割当交付いたしました。

これらを主因として、当第3四半期連結累計期間において、資本剰余金が19,998百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末の資本剰余金が47,815百万円となっております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,308	3.50	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金
	第1種 優先株式	60	3.00	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金
平成25年11月14日 取締役会	普通株式	1,307	3.50	平成25年9月30日	平成25年12月10日	利益剰余金
	第1種 優先株式	110	5.50	平成25年9月30日	平成25年12月10日	利益剰余金

- 2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)
報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	68,989	15,351	84,340	3,400	87,741		87,741
セグメント間の内部 経常収益	270	220	490	586	1,077	1,077	
計	69,259	15,571	84,831	3,986	88,818	1,077	87,741
セグメント利益	8,614	1,159	9,773	1,365	11,138	7	11,131

- (注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務、コンピュータ関連業務、信用保証業務であります。
3 調整額は、セグメント間取引消去であります。
4 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	66,030	15,027	81,057	3,484	84,541		84,541
セグメント間の内部 経常収益	230	2,897	3,128	784	3,912	3,912	
計	66,260	17,924	84,185	4,268	88,454	3,912	84,541
セグメント利益	14,228	3,826	18,055	1,206	19,262	2,822	16,439

- (注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務、コンピュータ関連業務、信用保証業務等であります。
3 調整額は、セグメント間取引消去であります。
4 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間において、連結子会社である十六リース株式会社と十六キャピタル株式会社は、平成25年4月1日付で十六リース株式会社を存続会社として合併しております。この結果、従来、十六リース株式会社は「リース業」に、十六キャピタル株式会社は「その他」に含めて計上しておりましたが、合併後はリース業務を中心に一体として経営の構成単位を形成していることから、「リース業」セグメントとして集約しております。また、平成25年6月28日付で新規設立し、連結子会社とした株式会社十六総合研究所は、「その他」に含めております。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報は、当第3四半期連結累計期間の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
(重要な負ののれん発生益)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業	リース業	計				
負ののれん発生益				249	249	2,454	2,703

(注) 1 当行が、平成25年12月3日付で、連結子会社である株式会社十六ジェーシーピーの普通株式の一部を追加取得したことに伴い、報告セグメントに含まれない「その他」において、負ののれん発生益249百万円を計上しております。

2 負ののれん発生益の調整額2,454百万円は、当行が、平成25年9月27日付で、連結子会社である十六リース株式会社が保有する連結子会社3社(株式会社十六ディーシーカード、十六コンピュータサービス株式会社、十六信用保証株式会社)の普通株式の一部を追加取得したことによるものであります。なお、この負ののれん発生益は特定の報告セグメントに係るものではないため、全社の利益(調整額)として認識しております。

(有価証券関係)

四半期連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」について記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
債券	40,477	40,712	235
国債			
地方債			
短期社債			
社債	40,477	40,712	235
その他			
合計	40,477	40,712	235

当第3四半期連結会計期間(平成25年12月31日)

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
債券	36,104	36,283	179
国債			
地方債			
短期社債			
社債	36,104	36,283	179
その他			
合計	36,104	36,283	179

2 その他有価証券
前連結会計年度(平成25年3月31日)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	64,784	99,738	34,953
債券	1,163,153	1,193,462	30,309
国債	596,921	612,194	15,273
地方債	297,331	306,532	9,201
短期社債			
社債	268,900	274,734	5,834
その他	121,626	125,708	4,082
合計	1,349,563	1,418,908	69,345

当第3四半期連結会計期間(平成25年12月31日)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	63,699	119,519	55,820
債券	1,296,715	1,318,231	21,515
国債	501,391	512,772	11,381
地方債	390,066	396,031	5,964
短期社債			
社債	405,257	409,426	4,169
その他	198,513	199,461	948
合計	1,558,928	1,637,212	78,283

(注) その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当第3四半期連結累計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、246百万円(うち、株式144百万円、社債101百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準は、第3四半期連結決算日(連結決算日)における時価の取得原価に対する下落率が30%以上の銘柄をすべて著しく下落したと判断しております。

(デリバティブ取引関係)

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物 金利オプション			
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 金利オプション その他	3,208	16	16
	合計		16	16

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

当第3四半期連結会計期間(平成25年12月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物 金利オプション			
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 金利オプション その他	2,484	13	13
	合計		13	13

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物			
	通貨オプション			
店頭	通貨スワップ	80,174	128	128
	為替予約	38,150	334	334
	通貨オプション	180,655	46	890
	その他	928	22	22
合計			136	707

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当第3四半期連結会計期間(平成25年12月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物			
	通貨オプション			
店頭	通貨スワップ	68,461	99	99
	為替予約	67,965	1,717	1,717
	通貨オプション	141,666	18	604
	その他	514	10	10
合計			1,588	1,002

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当第3四半期連結会計期間(平成25年12月31日)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当第3四半期連結会計期間(平成25年12月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	2,879	12	12
	債券先物オプション			
店頭	債券店頭オプション			
	その他			
合計			12	12

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当第3四半期連結会計期間(平成25年12月31日)

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引
前連結会計年度(平成25年3月31日)
該当事項はありません。

当第3四半期連結会計期間(平成25年12月31日)
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)

共通支配下の取引等

当行による連結子会社株式の追加取得

1 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	事業の内容
株式会社十六ジェーシービー	クレジットカード業

(2) 企業結合日

平成25年12月3日

(3) 企業結合の法的形式

子会社株式の追加取得

(4) 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

当行は、当行グループのガバナンス強化を目的に、少数株主および連結子会社が保有する株式会社十六ジェーシービーの普通株式の一部を取得いたしました。この結果、株式会社十六ジェーシービーに対する当行の議決権比率は以下のとおり上昇いたしました。

名称	取得前	取得後
株式会社十六ジェーシービー	5.00%	95.00%

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

3 子会社株式の追加取得に関する事項

(1) 取得原価及びその内訳

取得の対価	現金預け金	150百万円
取得原価		150百万円

なお、上記の記載は、少数株主との取引に係るものであり、連結会社相互間の取引については、全額を相殺消去しております。

(2) 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

発生した負ののれん発生益の金額

249百万円

発生原因

追加取得した子会社株式の連結上の取得原価が、追加取得により減少する少数株主持分の金額を下回ったことによるものであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	円	59.31	34.57
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	22,227	13,031
普通株主に帰属しない金額	百万円	60	110
うち優先配当額	百万円	60	110
普通株式に係る四半期純利益	百万円	22,167	12,921
普通株式の期中平均株式数	千株	373,744	373,703
(2) 潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額			
	円	55.19	30.16
(算定上の基礎)			
四半期純利益調整額	百万円	60	110
うち優先配当額	百万円	60	110
普通株式増加数	千株	28,937	58,290
うち優先株式	千株	28,937	58,253
うち新株予約権	千株		37
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		株式会社岐阜銀行 第4種優先株式 5,000千株 第5種優先株式 30,000千株 なお、上記第4種優先株式 および第5種優先株式の株式 数は当第3四半期連結累計期 間の期首の株式数を記載して おります。当行と株式会社岐 阜銀行との合併等により、当 該優先株式の当第3四半期連 結会計期間末における発行済 株式はありません。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

中間配当

平成25年11月14日開催の取締役会において、第239期の中間配当につき次のとおり決議し、配当を行っております。

- | | |
|-----------------------|-------------|
| (1) 中間配当による配当金の総額 | 1,417百万円 |
| (2) 1株当たりの金額 | |
| 普通株式 | 3円50銭 |
| 第1種優先株式 | 5円50銭 |
| (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 | 平成25年12月10日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月5日

株式会社十六銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水	上	圭	祐
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小	暮	和	敏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神	野	敦	生

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社十六銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社十六銀行及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。